

7 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

2 工業用水道事業の経営基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

- (1) 工業用水道事業の経営基盤を強化するための料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業は独立採算性を原則としているが、料金設定は、制度で認められた費用以外は算入できず、事業者の自由度がないため、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、資材価格高騰などの突発的な環境変化や将来の費用増大リスクを見込んだ料金改定ができない。

【料金算定の根拠法令・要領】

工業用水道事業法

工業用水道料金算定要領

(2) DX推進の環境づくりのための財政措置

- 工業用水道事業は、浄水場の運転監視、管路の保全管理及び水道メーターの検針など、多くの業務で人に依存していることから、事業を安定して継続していくためには、業務の一層の効率化・省力化が必要である。
- こうした課題に対処するためには、DXを推進することが有効であることから、広島県では、令和3年1月に、工業用水道を含めた上下水道分野におけるDXの取組方針を取りまとめ、具体化に向け、取組を進めている。

課題

- (1) 工業用水道事業の経営基盤を強化するための料金算定方法の緩和
- 工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、突発的な環境変化に対応するための引当金を料金に算入できるようにするなど、実情に応じた料金設定ができるように、料金算定方法の見直しが必要である。

(2) DX推進の環境づくりのための財政措置

- DXの推進に当たっては、実証実験やシステム導入に一定の財源を要することから、推進しやすい環境づくりのための財政措置が必要である。

【現状】

区分	工業用水道事業	(参考)水道事業
制度	なし	水道事業におけるIoT活用推進モデル事業
目的	—	IoTによる先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備支援
対象者	—	先端技術を導入する水道事業者
補助率	—	1/3

7 社会資本整備の推進

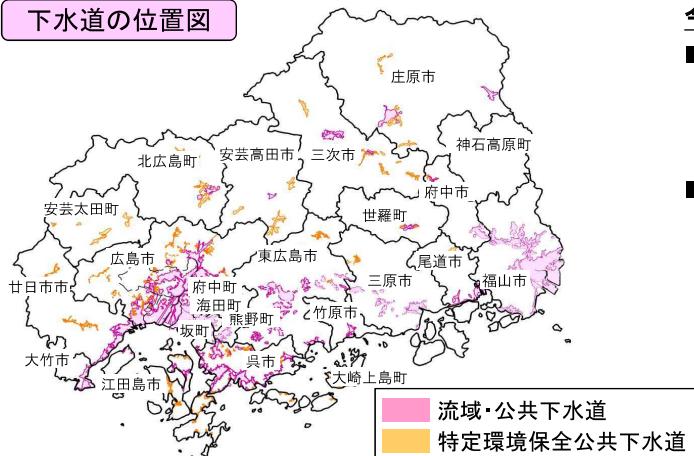
(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設（汚水・雨水）に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設に係る財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道施設（雨水）による浸水対策を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

下水道の位置図



令和5年度事業実施予定箇所

■ 流域下水道

- 芦田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
- 沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

■ 公共下水道

（汚水）

- 未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか19処理区
- 老朽化対策 呉市広処理区 ほか27処理区

（雨水）

- 浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか31排水区
- 老朽化対策 府中町府中排水区 ほか11排水区

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

提案の背景

- 下水道の新設（未普及対策）については、国から令和8年度末までの概成が要請されており、県内市町においては、汚水処理整備に関するアクションプランを策定するなどにより、下水道施設整備を推進している。
- また、令和3年度から、交付対象範囲が雨水管の新設及び改築更新において拡充された一方で、污水管の改築更新については縮小されており、今後も段階的に縮小されることを危惧している。
- このため、下水道施設（汚水）のストックマネジメント計画に基づく計画的な改築更新が困難になることが懸念される。
- 一方、近年の度重なる集中豪雨により内水氾濫が生じ、県内各地で浸水被害が多発しており、令和3年11月には「流域治水関連法」が施行され、ハード・ソフトによる浸水対策の強化が盛り込まれるなど、下水道施設（雨水）による浸水対策が急務となっている。

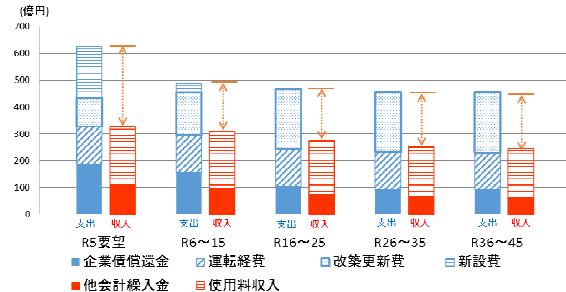
7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

課題

- 10年後からは、改築更新費が増加する一方で使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者（地方）が賄うには負担が大きい。

《公共下水道（広島市を除く）と流域下水道の支出と収入の見通し》



注1)平成29年度決算統計をベースに「アセットマネジメント簡易支援ツール（厚生労働省）」によって広島県が独自推計したもの

注2)使用料金単価は概算値

注3)改築更新費及び新設費には雨水対策費用を含む

注4)減価償却費及び長期前受金戻入を除く

- 頻発する浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



（平成30年7月 福山市蔵王排水区）



（令和3年7月 竹原市本川排水区）

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

下水道事業の現状

汚水処理の普及状況（令和3年度末時点）

	広島県	全国平均	全国順位	備考
汚水処理人口普及率	89.8%	92.6%	21位	汚水処理人口(下水道、集落排水、浄化槽等)／総人口
下水道処理人口普及率	76.8%	80.6%	20位	下水道整備人口／総人口

※ 広島県の普及率は広島市分を含む

下水道施設の老朽化の状況（令和3年度末時点）

《流域下水道》

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場は3箇所(約6,600設備)
- ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,269	28.4
芦田川流域下水道	2,540	39.6
沼田川流域下水道	764	43.2
合 計	6,573	111.2

○特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行

- ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,696(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,224(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	624(約8割が超過)

《公共下水道(広島市を除く)》

○膨大なストックを形成

- ・下水処理場57箇所、管路延長は約6,200km

	施設数
処理場数	57箇所
ポンプ場数※	120箇所
管路延長※	6,186km

※浸水対策施設を含む

○処理場内の設備の老朽化

- ・9割以上の処理場が供用開始から15年を超過

経過年数	処理場数
50年以上	2箇所
30～50年	9箇所
15～30年	42箇所
15年未満	4箇所
合 計	57箇所

(機械・電気設備の多くの
法定耐用年数は15～20年)

7 社会資本整備の推進

(9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設		国庫補助率	根拠規定
公共下水道 (汚水・雨水)	管渠等		1／2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号
	終末処理場	処理施設	5.5／10	
		用地等	1／2	
流域下水道	管渠等		1／2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号
	終末処理場	処理施設	2／3(※)	
		用地等	1／2	
都市下水路	市街地における下水排除施設		4／10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第Ⅲ編)
社会資本整備総合 交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全 交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書とともに審査します。

- ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など
- ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など
- ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など
- ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など
- ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など
- ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など

- ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など
- ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。
- ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など
- ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など
- ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など

【提案先省庁：厚生労働省】

8 「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながること、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めるることは、負担になっている。

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 核兵器不拡散条約(NPT)体制の維持・強化に向けて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、第11回NPT運用検討会議第1回準備委員会等に積極的に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県では国際社会の賛同を得るための働きかけを行っているが、政府としても、こうした動きに積極的に関与すること。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの開催は、関係国の首脳が被爆の実相に触れ、核兵器の非人道性について深く認識し、核兵器廃絶に向けた信念を共有してもらう絶好の機会であることから、G7関係国の首脳による広島平和記念資料館の視察や被爆者との対話等の機会を設けること。
- さらに、G7広島サミットを契機として、世界各国の政治指導者にも、被爆地への訪問の働きかけを強化すること。
- 日本政府が新たに国連に創設する「ユース非核リーダー基金」を活用した事業では、海外の若者の広島訪問を促し、本県の人材育成事業等と連携すること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。

【提案先省庁:外務省】

9 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 令和4年度から3か年の推進計画を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 広島市や経済界等と連携してG7サミットを誘致し、令和5年5月に広島で開催することが決定した。

課題

- ロシアが、ウクライナへ侵略する中で、繰り返し核兵器による威嚇を行ったことにより、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりを受け、核共有の必要性が議論されている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐり、核兵器国と非核兵器国との分断が続いている状況に加え、8月に開催された第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議では、核兵器国間の対立も明らかになり、最終文書が合意に至らないなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しくなっている。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。

